

持続化給付金

持続化給付金とは … コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給するもの。

■ 給付対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、前年同月比で事業収入が50%以上減少している者
- 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
(資本金10億円以上の大企業を除く)
- 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人
※令和2年6月29日より制度の拡充により、事業からの収入を雑所得や給与所得として計上している方、2020年1月から3月に創業した方も、対象となっております。

■ 給付額

※売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月(注))

- ・(注)の対象期間は、2020年1月～12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月を、事業者が選択。
- ・2019年に創業した方や売上が、一定期間に偏在している方などには特例があります。

上記の算出方法により下記を上限に支給

○法人 **200万円** ○個人事業者 **100万円**

■ 申請に必要な情報

法人	個人
①法人番号 ②2019年の確定申告書類の控え ③対象月の売上台帳等 ④法人名義の通帳の写し	①本人確認書類の写し ②2019年の確定申告書類の控え ③対象月の売上台帳等 ④個人名義の通帳の写し

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性あります。

■ 申請方法

- Web上での申請が基本です。ご自身で電子申請を行うことが困難な方を対象に、補助員が電子申請のサポートを行う「申請サポート会場」(完全予約制(TEL:0570-077-866))が設置されています。
※鹿児島市会場(鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル4F)

■ お問い合わせ

相談窓口 鹿児島商工会議所 産業振興部 産業振興課 TEL:099-225-9540
相談ダイヤル 持続化給付金事業コールセンター TEL:0120-115-570
【7月・8月】毎日8:30~19:00